

# 高槻市病児保育（高槻認定こども園・富田認定こども園）利用案内

高槻市子ども未来部保育幼稚園総務課

072-648-3273



これは「病児保育（高槻認定こども園・富田認定こども園）」の案内です。市内4か所で実施している「病後児保育」とは、利用の基準等が異なりますのでご注意ください。  
 （詳細はホームページをご覧ください）。

病児保育の登録は、病後児保育の登録も兼ねていますので、先に病児保育を登録された方は、その後新たに病後児保育を登録する必要はありません。

**1 目的** 高槻市に在住し、保育認定を受けている生後6ヶ月から就学前までの児童が、疾病にかかっているが当該疾病に係る症状が急変する見込みがないと認められる場合で、保護者が仕事などの理由で家庭で保育できないときに利用できます。

**2 実施場所** ○高槻市立高槻認定こども園 病児保育室

高槻市八丁畷町12-5 TEL 072-681-2501

○高槻市社会福祉協議会 富田認定こども園 病児保育室

高槻市富田町2-4-1 TEL 072-648-4116

**3 対象・時間** ○高槻市に在住し、保育認定を受けている生後6ヶ月から就学前までの児童

○定員は、各施設3名

○月～金曜日（祝日・12/29～1/4を除く） 午前8時～午後6時

※受付・問合せは午前8時45分～午後5時まで

**4 利用の範囲** 医師連絡票をもとに、病児保育室の判断により利用の決定をします。

※主治医の許可があっても、児童の個別の状況により受け入れできない場合があります。

※前日（月曜利用の場合は金曜）の午後5時までに予約が必要です。

## （1）利用について

当面症状の急変がなく、入院の必要がない場合に利用できます。

※ 入室後、発熱など症状に変化があり、保育ができない場合は保護者に連絡し、お迎えをお願いしますのでご了承ください。

※ 通常園に登園を再開した場合は、回復したものとし、再度利用する場合は、再予約と改めて医師連絡票を取得していただく必要があります。

## （2）利用できない場合

### ●発熱

①入室時に、38.5度以上の熱がある場合（熱性けいれんの既往がある場合は、37.5度以上）

②発熱後24時間を経過していない場合

（インフルエンザ・新型コロナウイルスは発熱後48時間経過必要）

### ●症状

①喘息の重篤な発作がある場合、②水分等の経口摂取ができない場合

③食事がとれない状態にある場合、④脱水症状がある場合、⑤意識混濁がある場合

## （3）感染症ごとの利用の可否

病名	利用基準
麻疹・結核・水痘	利用できません
インフルエンザ・新型コロナウイルス	発熱後48時間経過していない場合は、利用できません
アデノウイルス	利用できません（咽頭結膜炎、流行性角結膜炎とも）
腸管出血性大腸菌感染症	食事がとれない場合は、利用できません
ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ含む）	
その他疾患	上記（2）の発熱・症状に該当せず、主治医が許可した場合は利用できます

## 5 申し込み方法（入室まで）

- (1) 事前に「病児保育登録届出書」による登録が毎年度必要です。  
病児保育室にて随時登録の受付をしていますが、必ず事前に電話で予約をしてください。(10:00~17:00)  
＊ 登録予約日に病児保育室にて、利用について説明を聞き、「病児保育登録届出書」に記入します。  
＊ 登録後に住所及び通所施設に変更が生じた場合は、変更届が必要となりますので、保育幼稚園総務課までお知らせください。
- (2) 利用する時には、予約が必要です。病児保育室に電話し、空き状況の確認をしてください。  
＊ 前日（月曜利用の場合は金曜）の17時までに電話してください。  
＊ 利用予約時に病名が確定していない場合、受診後、利用前日の17時までにご連絡ください。
- (3) 予約後、かかりつけの医院などで受診し、「医師連絡票」に記入してもらってください。  
＊ 受診後、診断結果を病児保育室に連絡してください。  
＊ 夕方に受診される場合は、18:30までに必ず受診状況をご連絡ください。  
(17時以降は、下記の時間外対応電話番号にご連絡ください。)  
＊ 医師の診断により利用不可の場合も、必ず予約取り消しの連絡をしてください。  
＊ 医師連絡票については文書料金が必要になることがあります。
- (4) 「病児保育利用申請書」・「病児保育連絡票兼個人記録票」に記入し、「医師連絡票」とともに、利用当日に病児保育室へ提出してください。「医師連絡票」をもとに、病児保育室が入室の判断をします。

※ 「医師連絡票」は利用日の朝にご持参いただき、お迎えの際に返却いたしますので、「医師連絡票」に記載の利用期間内で複数日ご利用される場合は、利用の度に必ず「医師連絡票」をご持参ください。  
(コピー不可)

## 6 利用料金 1日につき2,500円 ※ 現金支払いのみ、キャッシュレス決済不可

各利用時に納金してください。（時間数等による料金設定はありません。）

◎ 課税状況等による減免制度があります。利用時に、以下の書類を添付すること。（写しでも可）

- ① 生活保護法による被保護者世帯・・・・・・0円（生活保護受給証明書）  
② 市町村民税非課税世帯・・・・・・・1,250円（市町村民税課税状況を証明する書類）  
→市役所・支所で取得できます

\* 給食について…原則は弁当持参ですが、高齢認定こども園のみ給食利用が可能です。  
ただし、離乳食・アレルギー食の対応はしていません。  
胃腸炎及び新型コロナウイルスの方は、昼食の持参をお願いします。  
給食利用の場合は、別途実費が必要です。（乳児187円、幼児234円）

## 7 利用時に必要な持ち物

乳児（0歳・1歳・2歳児）	幼児（3歳・4歳・5歳児）
<ul style="list-style-type: none"><li>○ミルク・弁当、おやつ（2回分）、コップ</li><li>○哺乳瓶（回数分）</li><li>○着替え・・・下着、上着 3~4枚 ・・・紙おむつ7~10枚、おしりふき ・・・エプロン3枚、おしごりタオル3枚</li><li>○ポリ袋(汚れ物入れ)2枚、ビニール袋2枚</li><li>○薬（医師連絡票によるもの）※</li><li>○大きめのバスタオル1枚</li><li>○おしり敷き用タオル（ハンドタオル1枚）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○弁当、おやつ、コップ</li><li>○着替え・・・下着、上着 3~4枚 (必要に応じて紙パンツ、おしりふき) ・・・手拭タオル2枚</li><li>○ポリ袋(汚れ物入れ)2枚、ビニール袋2枚</li><li>○薬（医師連絡票によるもの）※</li><li>○大きめのバスタオル1枚</li></ul>

### ※ < 薬を持参する際の注意事項 >

- ・医師に処方された薬のみ預かります（1回分のみ持参してください）。
- ・水薬は1回分のみ別容器に移し替えて、チャック付き食品保存バッグ等に名前を書いて入れてください。粉薬は袋に名前を書いてください。
- ・薬が複数ある場合は、チャック付き食品保存バッグ等に名前を書いて入れてください。
- ・処方の確認のため、薬局でもらう薬剤情報提供文書またはお薬手帳をお持ちください。

## 8 予約の取り消し、または遅れる場合は、速やかに連絡してください。

7:30~8:45、17:00~18:30 は受付時間外ですので、下記の電話番号にお掛けください。

高齢認定こども園：072-648-3116 ・ 富田認定こども園：072-648-4113